小児科かかりつけ医制度について

（かかりつけ医登録された方への診療について）

〇急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
〇発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
〇予防接種の接種状況を確認し、接種の時期についての指導を行います。
　また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
〇患者様からの電話等によるお問合せに対応します。ただし、診療時間外、休日等は
　小児救急電話相談等にお問合せ下さい。
〇おたふくワクチンを割引価格で接種できます。
〇お子様がインフルエンザワクチンの予約を取られた場合、ご希望があればご両親のインフルエンザワクチン接種にも対応します（ただし、ワクチンの入荷状況により、ご両親への接種が出来ない場合もあることを、予めご了承ください）。

（小児科かかりつけ医登録のできる方）

① 6 歳未満の方
② 当院に 4 回以上受診したことがある方（予防接種や健診を含む）
③ 「小児かかりつけ診療料」に関する同意書にご署名いただいた方

（その他）
・かかりつけ医としての登録は、1 人の患者様につき 1 か所の医療機関が対象です。
・当院をかかりつけ医として登録した後も、他の医療機関を自由に受診することができます。
・登録された方の窓口負担が増えることはありません。
・かかりつけ医登録は就学時（小学校に入学する年の 4 月）に終了となりますが、その後も当クリニックを受診し続けることは全く問題ありません。

当院をかかりつけ医として登録を希望される方は

お気軽にスタッフへお声がけください　(^_^)　